

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に雇用され、自動車運転手として就労していたが、同年〇月〇日、送迎業務中に乗客から暴行を受け（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同月〇日にC病院に受診し、「後頭部打撲傷、外傷性頭頸部症候群」と診断され、D病院、E病院での受診を経て、同年〇月〇日にF病院に受診し「外傷性頸部症候群」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人の原傷病は、業務上の事由によるものであるとされ、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の療養補償給付及び休業補償給付が支給され、原傷病の治ゆ後には、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当する障害が残存しているとして、同等級に応ずる障害補償給付が支給されている。

請求人は、治ゆ後もF病院で治療を継続し、同病院において「筋萎縮性側索硬化症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、本件傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆしたとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の障害補償給付を受ける権利は、労災保険法第42条の規定により既に時効で消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件傷病が治ゆしたとする平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を監督署長に対して請求しているが、監督署長は、これを不支給とし、審査請求を経て、再審査請求に及んでいる。当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、本件傷病は本件災害ないし原傷病を原因として発症したものとは認められないとして、これを棄却している（以下「前裁決」という。）。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病に係る障害補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆしたとして、監督署長に障害補償給付の請求をしていることが認められる

（2）当審査会は、本件傷病については、前裁決に係る裁決書理由第6の3の（2）のとおり、本件災害ないし原傷病を原因として発症したものとは認められないと判断している。

（3）請求人は、本件公開審理においても、本件災害時の状況を述べるほか、本件傷病が残存していることを主張するのみであり、本件傷病が、本件災害ないし原傷病により発症したとする新たな主張を行っていない。また、請求人が同日提出した資料等を精査しても、これを裏付けるものを見いだすことはできない。

本件傷病が、本件災害ないし原傷病を原因として発症したものではないことは既に当審査会が判断したとおりであり、請求人からこれを覆す新たな主張や資料の提出がない以上、前裁決に係る裁決書の判断を変更すべき事情は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。